

紹介

スウェーデンにおける 男性の働き方と子育て

永井 暁子

(財)家計経済研究所次席研究員)

目次

- I はじめに
- II スウェーデンの制度
- III スウェーデン男性の働き方
- IV スウェーデン男性の子育て
- V おわりに

I はじめに

Save the Children の 2003 年 Mother Index Ranking で 1 位であり¹⁾、母親がもっとも子育てをしやすい国として選ばれたスウェーデンは、他の北欧諸国とともに男性の育児遂行を推奨する制度を施行している国である。本稿では、男女ともに子育てをやすく、男女平等化が進んでいると評価されているスウェーデンを取り上げ、スウェーデンにおける男性の働き方と子育てについて紹介する。

スウェーデンをはじめとした EU 諸国では、周知のとおり 1970 年代から労働時間の短縮がすすみ、問題は少なからず残されているものの、日本と比較してみれば、週あたりの法定労働時間は短く、パートタイムも基本的には正規雇用化している。これらの点だけ見ても、日本とスウェーデンでは、そもそも働く基盤が大きく異なっている。以下、大まかなスウェーデンの制度の紹介をした上で、内閣府経済社会総合研究所からの受託調査として財団法人家計経済研究所が 2003 年 12 月に大ストックホルムで実施したアンケート調査を主に用いて、スウェーデン男性の育児について説明

する。

II スウェーデンの制度

一般に、家族政策の柱は、育児休業制度、保育システム、児童手当などの諸手当の三つである²⁾。この三つの中の何を重視するかは国によって異なるが、スウェーデンは育児休業制度、保育システム、諸手当のいずれも充実させている。本節では、父親の育児と関連の深い育児休業制度と保育システムについて言及する。

1 育児休業制度

スウェーデンの育児休業制度は、両親保険制度³⁾ ならびに両親休暇制度にもとづき、1974 年に導入された世界初の両性が取得できる育児休業の収入補填制度である。給付率は、導入当初、休業直前の収入の 90%であったが、その後いったん、75%に削減され、1998 年から 80%となった。収入がない者に対しては最低保証額（無職の者が 390 日まで受け取ることができる最低保証額は、1 日あたり 180 クローナ）を給付している。

現在は出産 10 日前から 8 歳の誕生日までに、両親合わせて最大で 480 日取得することが可能である。ただし、給与の 80%が支払われるのは 390 日のみであり、残りの 90 日は最低保証額（無職の者も含めて 90 日の最低保証額は 1 日あたり 60 クローナ）しか支給されない。390 日の内訳は、パパクォーター・ママクォーター（配偶者に譲ることができない休業日数）はそれぞれ 60 日ずつ、両

親が譲り合える日数はそれぞれ 135 日ずつある。連続して取る必要はなく、また、全日で取る必要もない。親の事情にあわせて、出勤時間を全日、4 分の 3 日、2 分の 1 日、4 分の 1 日で組み合わせて出勤できる（例：30 日全休 = 60 日 2 分の 1 出勤）。ひとり親家庭では 480 日分をひとりで取得することができる。双子以上の場合、子どもひとりにつき、180 日が追加される。父親の休業日数を母親が使っていたとしても、パパクォーターは、父親にしか利用できない休暇であるから、父親が当然の権利として休暇を取りやすい土壌を作っているといえるだろう。さらに、就業を中断したくない男性にとっては、育児休業を使ってフルタイムをパートタイムに切り替えながら、就業を継続させつつ、子育てを行うことを可能にする。

通常、同じ期間内には父親か母親のどちらかしか休業を取ることはできない。しかし、子どもの出産後、29 日間は母親に無条件の受給権があるので、この 29 日間は、父親も母親と同時に休むことが可能である。さらに、出産前の両親教室⁴⁾に参加するために仕事を休む場合にも、この両親保険受給権を行使することができる。

上記の両親保険以外にも、子どもや両親の病気、子どもの予防接種、健康診断などのために給付を受けながら休暇を取る一時介護両親保険、父親が出産に立ち会ったり、家事や他の子どもの世話をするための父親出生休暇手当が保障され、利用者は多い。また、1 歳半から 8 歳まで、もしくは小学校 1 年終了まで、労働時間を 4 分の 1 短縮できる権利などが認められている。

このようにスウェーデンでは、子どもの誕生以前の休暇から、子どもを家庭で保育する期間、復職した後の子どものケアのための休暇まで、男性も休暇を取る権利をもっている。

2 保育システム

日本の保育所に該当するスウェーデンの就学前学校（Förskolan 通称 Daghem）は、1～5 歳の子どもが、全日利用することが可能である。小学校に入る直前の 6 歳になると、就学前クラス（Förskoleklass 6 歳：半日利用）の多くは小学校の中におかれており、集団生活を学ぶことを目的として

いる。学童保育（Fritidshem 6～12 歳：始業前、放課後、休日、学期中の授業がない日）は、多くは小学校に併設されているため、小学校に行く前や後などに子どもが立ち寄ることができ、両親ともにフルタイムの場合には貴重な施設である。開放保育所（Öppnaförskolan）は、保育ママや育児休業中の親が立ち寄る団らん場所として利用されている。家庭保育室（Familjedaghem）（1～12 歳：全日）は、保育ママが自宅で保育する制度である。上記のサービスを組み合わせることにより、仕事と子育ての調整を行うことが可能である。

III スウェーデン男性の働き方

上記のように、スウェーデンでは男性が育児をすることを促す、あるいは男性が育児をすることを拒まないシステムが形成されている。しかしそれでも、勤務先、職種⁵⁾、就業形態など男女の働き方には大きな違いがある。

スウェーデンにおいても、育児休業を取りやすく、育児休業を利用したパートタイムへ移行しやすなのは、公務員であるといわれている。スウェーデンでは、ランステイング（県、州）やコミューン（市町村）は独自に所得税への課税権があるので、大きな予算規模を持ち、地域の福祉・教育などをそれらの財政でまかなっている⁶⁾。したがって、コミューンの公務員の多くは、就学前教育、初等教育の教員やケアワーカーである。それらの仕事は女性が多くを占め、男性の割合は低い。スウェーデン統計局によれば、民間企業では男性 62 に対し女性 38 であり、女性割合は低い。国家公務員では半々。コミューンやランステイングでは男性 20、女性 80 と、圧倒的に女性が多いのである。つまり、男性のほうが育児休業を取りにくい環境で働いている。

実際に、パートタイムで働いている割合は女性のほうが高い（表 1）。女性は子どもの人数が 3 人である場合や末子年齢が 1～2 歳の場合は半数近くがパートタイムとなるのに対して、子どもの人数や末子年齢にかかわらず、男性でパートタイムとなっているのは 0～7% である⁷⁾。

スウェーデン統計局の *Time Use Survey 00/01*

表1 男女別／子ども人数別／末子年齢別 就業形態

(%)

	女性		男性	
	フルタイム	パートタイム	フルタイム	パートタイム
子ども1人				
0歳	84	16	94	6
1-2歳	60	40	95	5
3-6歳	63	37	94	6
7-10歳	65	35	93	7
11-16歳	72	28	95	5
子ども2人				
0歳	70	30	93	7
1-2歳	50	50	95	5
3-6歳	56	44	96	4
7-10歳	65	35	96	4
11-16歳	69	31	96	4
子ども3人				
0歳	55	45	94	6
1-2歳	48	52	94	6
3-6歳	53	47	95	5
7-10歳	53	47	95	5
11-16歳	67	33	100	0

注：就業者の中には育児休業などの休業者も含まれている。

出所：Statistics Sweden (2003) *Women and Men in Sweden*

によると、子どもがいない20～44歳カップルの場合、女性の平日仕事時間の平均は313分、男性は429分である(図1)。6歳以下の子がいるカップルでは、女性は平日180分、男性は387分、7歳以上の子どもがいるカップルでは、女性は平日に321分、男性は404分である。6歳以下の子がいる場合女性の仕事時間はかなり短く、男性の仕事時間とは大きく異なるが、男性も6歳以下の子がいる場合は、やや時間が短くなり1日の仕事時間は6時間半程度である。通勤時間との合計時間でも7時間程度である。パートタイムとなる男性は少なく、フルタイムで働いている男性がほとんどであっても、日本のように長時間働いている男性は少ない。

IV スウェーデン男性の子育て

前述した育児休業を男性がどの程度取っているのか、家事や育児にどの程度時間を割いているの

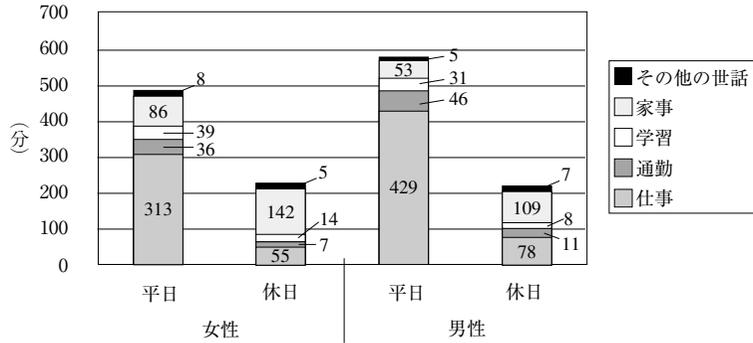
か、日々の家族生活はどのように営まれているのか、スウェーデン統計局の*Time Use Survey 00/01*と「スウェーデン家族・家庭生活調査」⁸⁾の分析結果から見てみよう。

1 男性の育児休業取得状況

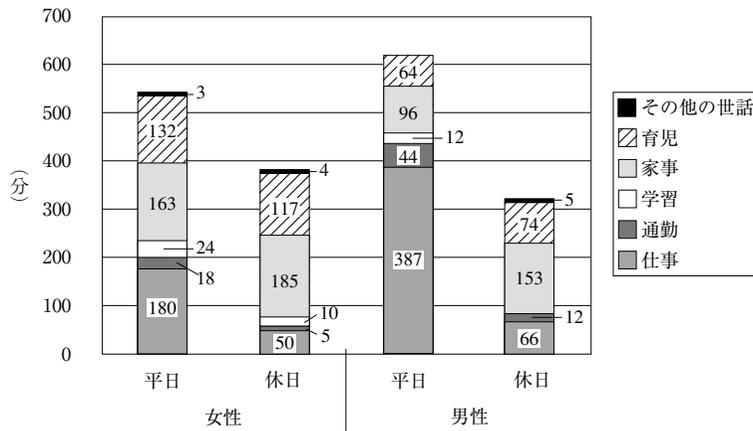
日本では男性で育児休業を取る割合は1%にも満たないと言われているが、スウェーデンでは、多くの男性が育児休業を取っている。特定の子どもの対して、どの程度育児休業を利用したかという問に対して、9割近くの男性が育児休業を利用したと回答している(図2)。10日(連続して全日の利用であれば2週間に該当)以内の利用者は23.1%、30日以内(連続して全日の利用であれば6週間に該当)28.1%、60日以内(連続して全日の利用であれば12週間に該当)17.0%である。61日以上の利用、60日はパパクォーターであるから、パパクォーター以上に利用した男性は20.4%である。

図1 家族類型別 男女別 平日・休日別 生活時間

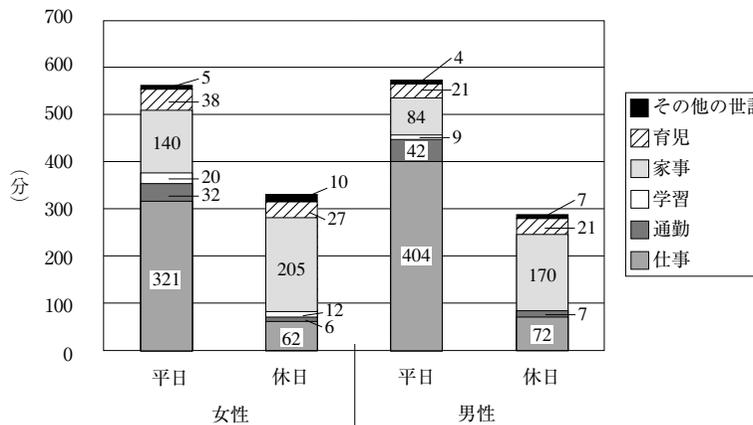
(1) 20-44歳カップル子どもなし



(2) 6歳以下子どもあり



(3) 7歳以上子どもあり

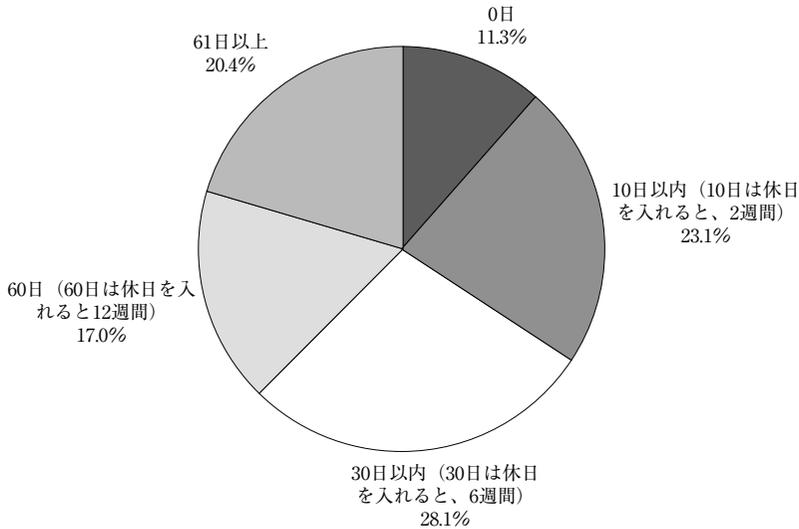


出所：Statistics Sweden (2003) Time Use Survey 00/01

子どもが8歳になるまでは、育児休業は利用できるため、連続してどの程度使うか、全日利用として、あるいは時間短縮のためにどの程度使うかは、妻の働き方や勤務先とも関連している。妻が

復職する際に代わりに育児休業に入った男性、子どもの学校が休みに入ったときに通常の休暇に加えて、少し長めに休みを取る男性、2人の子どもそれぞれに3カ月ずつ育児休業を全日利用で取り、

図2 男性の育児休業取得日数



(男性回答)

注：1990（回答者22-31歳）～2003年（回答者35-44歳）の14年間に子どもが産まれた延べ705人の休業取得日数の分布

出所：家計経済研究所編「平成15年度 内閣府経済社会総合研究所委託調査報告書 スウェーデンの家族と家庭生活」

特に子どもが2人目のときは復職後も育児休業を利用して6カ月間は75%で働くことを選んだ男性、育児休業はさほど利用しなかったが子どもが病気の際には看護休暇を利用して子どもの世話をする男性など、育児休業やその他の休暇の利用の仕方は職種、勤務先の状況により多様である⁹⁾。

2 帰宅時間・家事・育児時間・家族との時間

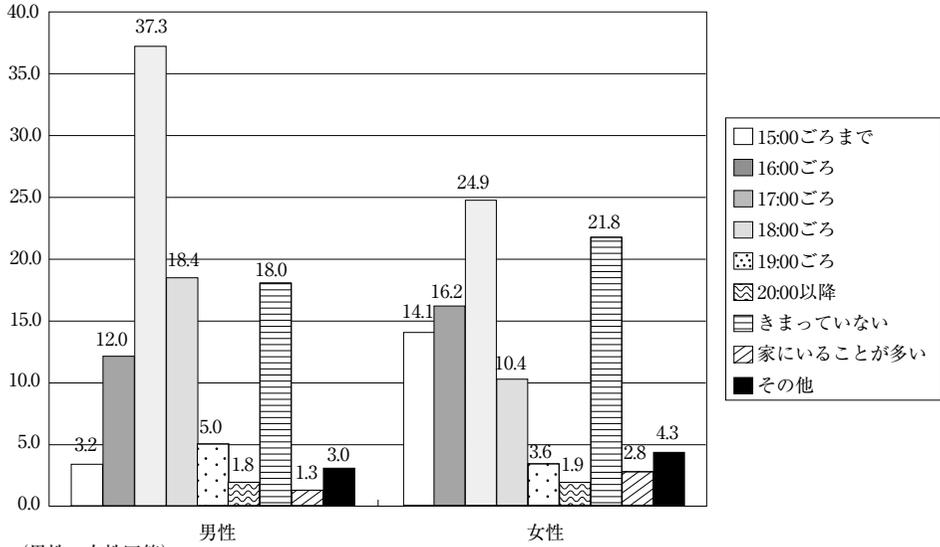
図1で仕事時間を見てきたように、スウェーデン男性の仕事時間は短い。したがって、帰宅時間も早いのである。「スウェーデン家族・家庭生活調査」によれば、男性の半数以上が17:00ごろまでに帰宅し、19:00以降に帰ってくる男性は6.8%にすぎない(図3)。「帰宅時間が決まっていない」という回答が18.0%を占めるが、この回答のほとんどはシフト制の仕事を意味していることが予想される。

家事・育児時間を見てみよう。スウェーデン統計局のTime Use Survey 00/01によると、子どもがいない20～44歳カップルの場合、女性の平日家事時間は86分、休日142分、男性は女性より短いものの、平日53分、休日109分である(図1)。6歳以下の子がいるカップルでは、女性

は平日に家事163分、育児132分、休日に家事185分、育児117分であるのに対し、男性は平日に家事96分、育児64分、休日では家事153分、育児74分と、女性より少ないながらも、1日のうち平日でも160分、休日は227分を家事・育児のために使っている。7歳以上の子どもがいるカップルでは、女性は平日に家事140分、育児38分、休日に家事205分、育児27分であるのに対し、男性は平日に家事84分、育児21分、休日では家事170分、育児21分であり、日本の男性と比較すると歴然とした差がある¹⁰⁾。

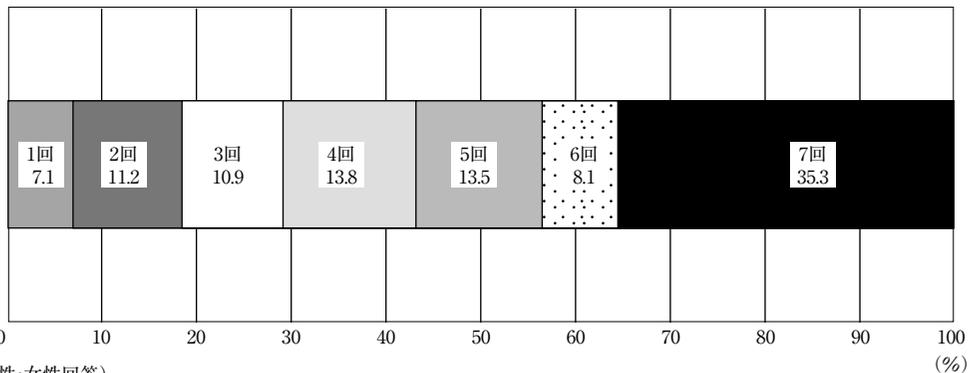
早い帰宅時間は家事や育児の時間を増やすだけではない。父親が早く帰ってくるために、家族そろって夕食をとることが多いのである。毎日家族全員で夕食をとっているのは35.3%、そして半数以上は1週間に5日以上家族全員で夕食をとっていることになる(図4)。一方、財団法人家計経済研究所がスウェーデン家族・家庭生活調査と同じ年齢層の有配偶女性世帯の夫・妻・子に対して1999年に首都圏で行った「現代核家族調査」によれば、1週間に5日以上家族全員で夕食をとるのは16.9%にすぎず、1週間に家族全員で食事をとるのが0～2回という家庭が半数近くを占めて

図3 男女別 平日の帰宅時間



(男性・女性回答)
出所：家計経済研究所編『平成15年度 内閣府経済社会総合研究所委託調査報告書 スウェーデンの家族と家庭生活』

図4 1週間に家族全員で食事をとる回数



(男性・女性回答)
出所：家計経済研究所編『平成15年度 内閣府経済社会総合研究所委託調査報告書 スウェーデンの家族と家庭生活』

いる。大ストックホルムで行ったインタビューでは、自宅子どもたちと食事をとった後に、仕事の電話を受けたり、友人と趣味を楽しむために外出することがあると答えるインフォーマントがいた。しかし、同時に彼らは夕食を家族全員でとることが重要であることも強調していた。

V おわりに

男女平等政策を推し進めているスウェーデンにあって、仕事時間、家事・育児時間、パートタイマーの割合、育児休業取得日数など男女間で

大きく異なっている。もちろん、男性の中でも勤め先や職種によって、働き方、仕事時間や家族との時間のバランスは異なっている。しかし、他国、特に日本の男性と比較すれば、スウェーデンの男性の子育てへの関与ははるかに強い。男性が子どものために休みを取ること、家族のための時間を大切にするのは、スウェーデン社会において共通認識となっている。家族のための時間を大切にするをよしとするからこそ、スウェーデンに住む人々は男性であれ女性であれ、家族関係を形成しようとするのである。そして、男性が子どもを育てることに時間を使うことをよしとするから

こそ、女性は安心して子供を産めるのであろうし、男性も子育てを楽しむことができるのであろう。

- 1) 子どもたちのための民間の国際援助団体 (NGO) である Save the Children が、女性の well-being に関する得点と子どもの well-being に関する得点を総合して作成した指標とそれによる評価点。2004 年の順位では、世界 119 カ国 (日本は含まれていない) 中、スウェーデンは 1 位であった。
- 2) 労働時間の短縮が実現し働き方の柔軟性が許容されていることがさらに重要であることは言うまでもない。
- 3) 社会保険料のほとんどは、雇用主である会社が支払っている。被雇用者が支払う保険料はわずかである。一方、会計事務所 KPMG が毎年実施する『法人税率調査 (2004 年 1 月)』によると、スウェーデンの法人税の税率は 28% であり、EU 圏内でも最も低い水準にある。(同調査において、日本の法人税率は 40%、アメリカは 43%)。
- 4) たとえば民間団体である「パッパ・グループ」が自治体からの委託を受けて、両親教室あるいは父親教室に、グループの中で講習を受けたメンバーを講師として派遣している。
- 5) 職種内の男女比が 40~60% に収まっているのは、全就業者の 12% にすぎず、それ以外は男女いずれかが 61% 以上を占める職種に従事している。
- 6) 地域によって異なるが、1998 年平均では、個人の所得税率は、ランスタング 9.28%、コミューン 21.18%、フォーサムリング (教区) 1.19% で計 31.65% である。国は付加価値税 (消費税) とすべての納税者から一律 200 クローナ、高額所得者から 25% の個人所得税を徴収し歳入としている。
- 7) 表 1 で末子年齢が 0 歳のときのほうが、末子年齢が 1~2 歳のときよりも、フルタイム女性の割合が高いのは、多くの女性が育児休業中であることが理由であると考えられる。
- 8) 「スウェーデン家族・家庭生活調査」は内閣府経済社会総合研究所から財団法人家計経済研究所に委託されたプロジェクトの中で行われたものである。調査結果は平成 15 年度内閣府経済社会総合研究所委託調査・スウェーデン家庭生活調査報告書として内閣府経済社会総合研究所のホームページに掲載されている。以下、調査の概要について記す。

本調査は Sifo (現在の正式名称 Research International Sweden) に委託し 2003 年 12 月に大ストックホルムで実施した。調査対象者は大ストックホルム在住で 35~44 歳のパートナーのいる男女、調査完了数は男女それぞれ 300 ケースで

ある (回答率 49%)。サンプリングは、Swedish Telephone Book からのランダムサンプリングによって調査対象者を抽出し、2003 年 12 月に CATI (コンピュータを用いた電話調査) で調査を実施した。調査会社によれば電話帳に名前を掲載している世帯数はかなり多い。回答者の 9 割がスウェーデン人であり、残り 1 割のほとんどは他の北欧出身者であった。女性回答者で無職・失業は 6.3%、男性は 3.2% である。女性の無職の割合は少ないが、男性と比べてパートタイムの割合が多く 35.1% を占める。パートタイムで働いている男性は 4.1% にすぎない。子ども人数は 2 人が最も多かった。家族構成は、子どもがいないカップルだけの家族は 6.8% である。

- 9) 内閣府経済社会総合研究所から財団法人家計経済研究所に委託されたプロジェクトの中で、2003 年に行った大ストックホルムでのインタビューによる。
- 10) 2001 年の総務省「社会生活基本調査」によれば、例えば、6 歳未満の子どもがいる男性の平日の家事時間は 4 分、育児時間 17 分、休日の家事時間は 15 分、育児時間は 51 分である。

参考文献

- 財団法人家計経済研究所編 (2000) 『新 現代核家族の風景』国立印刷局。
- Statistics Sweden (2003) *Time Use Survey 00/01*.
- 財団法人家計経済研究所 (2005) 『スウェーデンの家族生活』国立印刷局 (近刊)。
- 内閣府経済社会総合研究所 (2004) 研究会報告書 No. 11 「スウェーデンの家族と少子化対策への含意——日本・スウェーデン家庭生活調査報告書」 (<http://www.esri.go.jp/jp/archive/hou/hou020/hou011.html> 2004 年 11 月 26 日)。
- KPMG (2004) *KPMG's Corporate Tax Rates Survey-2004* (<http://www.kpmg.or.jp/tax/newsletter/pdf/taxsurvey0409.pdf> 2004 年 12 月 1 日)。
- Statistics Sweden (2003) *Women and Men in Sweden*.

ながい・あきこ 財団法人家計経済研究所次席研究員。主な論文に「男性の育児参加」(渡辺秀樹ほか編『現代家族の構造と変容』東京大学出版会、2004 年) 家族社会学専攻。
E-mail: nagai@kakeiken.or.jp